

資産管理・運用規程

(運用の目的)

第1条

この規程は、資金の運用方針、運用手続等について定め、資金を安全かつ効率的に運用することにより、公益財団法人がん研究振興財団（以下「本財団」という。）の発展と中長期的な財政基盤の強化に資することを目的とする。

(運用の範囲)

第2条

運用の対象は以下の資金とする。

- (1) 基本財産
- (2) その他の財産（特定資産、その他の現金預金及び有価証券）

(運用の区分)

第3条

運用資金を次の通りに区分する。

- (1) 短期運用資金
- (2) 中・長期運用資金

(運用期間)

第4条

運用期間は原則として次の通りとする。

- (1) 短期運用資金 1年以内
- (2) 中・長期運用資金 1年超

2 前項の定めに関わらず、中・長期運用資金であっても金利状況等によっては短期運用資金の運用を行うことができる。

(運用資金の範囲)

第5条

中・長期運用資金は次の通りとする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定資産

2 短期運用資金は前項に定める資金以外の現金預金及び有価証券とする。

(運用の目標)

第6条

運用目標の設定にあたっては、事業計画と毎年度の予算において期待される運用益の確保と、運用資産の実質価値の維持を踏まえて行うものとする。

(資金運用執行責任者)

第7条

理事長は、資金運用執行責任者を任命することができる。

2 理事長は、資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め、必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(運用に係る責任)

第8条

本財団は、資金運用管理にあたって責任体制の明確化を図る。資金の運用関係者は、法令、省令や規程、理事会の決議を遵守し、本財団のために忠実にその業務を執行する職務と責任を負う。

(運用対象資産)

第9条

運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 預金及び貯金
- (2) 貸付信託及び金銭信託
- (3) 国債
- (4) 政府保証債
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券
- (6) 地方債
- (7) 金融債
- (8) 事業債（劣後債を含む）

(運用の方法)

第10条

運用にあたっては、流動性、安全性、収益性等のバランスに配慮したポートフォリオの

構築を目指し、分散投資に努めるものとする。

公共債（国債、政府保証債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券）以外の債券を取得する場合、特定の発行体及び業種に過度に集中投資しないように留意する。

（運用状況の報告）

第11条

資金運用執行責任者は、原則として年1回以上運用状況を理事会に報告して承認を得るものとする。

（その他）

第12条

この規程に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て決定する。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。